

要望事項 (優先順位 7)

宝ヶ池公園の自転車乗入規制看板の撤去とバイク乗入規制看板への統一

要 旨

宝ヶ池公園のこどもの楽園入口には、自転車・バイクの乗入禁止の看板が設置されていますが、他の入口にはこのような看板はなく、宝ヶ池公園駐車場入口には、自転車の乗り入れに対する注意喚起の看板が設置されており、自転車の乗り入れそのものは規制されていません。

宝ヶ池公園は区民の憩いの場であり、乗り入れる自転車の危険な走行に対しての注意喚起や指導は必要ですが、エコロジカルな移動手段である自転車そのものの乗り入れを禁止するべきではないと考えております。

また、宝ヶ池トンネル北側入口には、乗入規制の看板はなく、公園内に乗り入れているバイクも見受けられます。

以上のことから、宝ヶ池公園の各入口には、バイクの乗入禁止と自転車の乗り入れに対する注意喚起の看板に統一していただくよう要望いたします。

**回 答
(建設局)**

宝が池公園をはじめとする本市の都市公園は、京都市都市公園条例第5条第1項(8)において、駐輪場等の指定された場所を除き、自転車・バイク等の車両の乗り入れや留め置くことを禁止しております(車両から降り、押して歩くことは可)。

また、宝が池公園の各入口には、車両の進入を防ぐための車止めを設置しておりますが、一方で、車いすやベビーカー等による来園者に配慮し、車止めに一定の間隔を設けているところがあるため、そこから自転車やバイクも進入できてしまう構造となっております。

御意見のとおり、入口の一部に自転車の乗り入れそのものを規制しないものと受け取られる表記(自転車の高速走行等(歩行者が危険を感じる行為)を禁止します。)の看板がありますが、誤解を招く表現であるため、近日中に撤去いたします。

また、自転車やバイク等が進入できる構造となっている入口においては、今後、統一した自転車・バイクの乗入禁止看板の設置を検討してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。